

本明川水系本明川ダム建設事業に係る

環境影響評価準備書の公告・縦覧について

1. 準備書の概要

I. 縦覧等の趣旨

長崎県環境影響評価条例（平成11年長崎県条例第27号。以下「条例」という。）により、貯水面積が約54haの本明川ダムは環境影響評価の対象事業となり、環境影響評価の手続きを平成20年6月25日（方法書公告・縦覧）より行っています。

準備書とは、方法書に基づき事業者が自ら行った調査・予測及び評価の結果や環境保全措置などの環境影響評価の結果を示したものです。

今回、条例手続の一環として準備書の公告・縦覧及び説明会を行い、住民等の皆様から環境保全の見地からの意見を求めます。

提出された意見書は、事業者（国土交通省九州地方整備局）がとりまとめ、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を長崎県知事、諫早市長、大村市長に送付します。知事はこれらの住民意見や事業者の見解、両市長の意見、長崎県環境影響評価審査会の意見を踏まえ、事業者に意見を述べることとなります。

II. 主な項目

- i. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ii. 対象事業の目的及び内容等
- iii. 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- iv. 方法書についての意見と事業者の見解
- v. 環境影響評価実施地域
- vi. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- vii. 環境影響評価の結果
- viii. 環境影響評価に係る業務の一部を委託された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

2. 準備書の縦覧場所、期間、時間

I. 縦覧場所

- i. 国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 開発調査課
- ii. 国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 諫早出張所
- iii. 長崎県 土木部 河川課
- iv. 諫早市役所 土木部 河川課 ダム推進室
- v. 諫早市役所 本野出張所
- vi. 大村市役所 河川公園課

II. 縦覧期間

平成21年4月30日（木）から5月29日（金）まで

「本明川ダム環境影響評価準備書」説明会について

国土交通省 長崎河川国道事務所

- 1) 説明会におけるご質問につきましては、できるだけ多くの方にお答えするため、次のことをご了承ください。
 - ① 質問は準備書についての環境の保全の見地からの質問、準備書の内容に限らせていただきます。
 - ② 質問者が多数おられる場合には、発言回数を制限させていただく場合があります。
 - ③ お答えに長時間を要する事項等に関する質問につきましては、意見書として提出していただくか後日お答えさせていただきます。

- 2) 説明の円滑な進行のため会場内において次の事項を遵守してください。
 - ① 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用される場合は会場の外で使用してください。
 - ② 司会者の指示に基づかない発言、私語などはしないでください。
 - ③ ヤジ、拍手などはしないでください。
 - ④ プラカード、はちまき、腕章類は持ち込まないでください。
 - ⑤ みだりに会場内を動き回らないでください。
 - ⑥ 会場内でビラ等を配布しないでください。
 - ⑦ その他、会場の秩序を乱したり、進行を妨げとなるような行為はしないでください。

- 3) 事務局は、説明会参加者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、参加者に退室をお願いすることがありますのでご了承ください。

- 4) 以上のほか、参加者は事務局の指示に従ってください。

本明川ダム環境影響評価準備書説明会【会場案内図】

